

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」専門アドバイザー委員会設置要綱

制定 29都市基街第48号

平成29年6月1日

改正 30都市基街第12号

平成30年5月23日

改正 31都市基街第11号

令和元年5月15日

(目的)

第1条 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定するため、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」専門アドバイザー委員会（以下、「専門アドバイザー委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門アドバイザー委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の案の検討
- (2) その他「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定のために必要な事項

(構成)

第3条 専門アドバイザー委員会は、別表1に掲げる学識経験者をもって構成する。

- 2 専門アドバイザー委員会には委員長を置く。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて専門アドバイザー委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 会議資料及び議事録は、委員長の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 専門アドバイザー委員会の運営のための事務は、都市整備局都市基盤部街路計画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門アドバイザー委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の公表日にその効力を失う。

附則

この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

別表 1

氏名	所属
岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科 特任教授【委員長】
植村 京子	深山・小金丸法律会計事務所 弁護士
久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部 教授
中井 祐	東京大学大学院工学系研究科 教授
中村 英夫	日本大学理工学部土木工学科 教授
兵藤 哲朗	東京海洋大学海洋工学部 教授
堀江 典子	佛教大学社会学部 准教授
目黒 公郎	東京大学生産技術研究所 教授

(五十音順、敬称略)